

健康関連機器等の貸出Q & A

Q 1 健康関連機器の貸出目的は。

健康機器等を活用することで、従業員の健康づくりに役立て、事業所の健康経営の推進を図ることを目的とします。

Q 2 貸出状況の確認方法は。

電話等で事務局に確認してください。他の事業所に貸出をしている（貸出予定がある）場合がありますので、事前に確認をお願いします。

Q 3 休日・祝日の対応は可能か。

閉庁日は貸出及び返却の対応はしません。貸出状況の確認や機器等の受け渡しは、祝日を除く月曜から金曜に行ってください。

また、令和7年度からは、3月31日及び4月1日（3月31日が閉庁日の場合は直前の開庁日、4月1日が閉庁日の場合は翌開庁日）についても貸出ができません。

Q 4 貸出の期間の延長は可能か。

貸出期間は原則7日以内としますが、別紙1「健康関連機器等の借用申込書」を再提出いただくことで、延長は可能です。ただし、他事業所の予約が入っている等延長ができない場合がありますので、事前に事務局にご相談ください。

Q 5 機器等を市外へ持ち出して使用することは可能か。

原則、新潟市内での使用としますが、市内事業所の従業員を含めた研修会等で使用する場合はこの限りではありません。

Q 6 新潟市健康経営認定制度の認定を受けないと機器の貸出は
利用できないか。

貸出を利用できるのは、認定事業所（認定期間内）に限ります。毎年、健康経営認定制度の応募期間を設けますので、認定を受けていない事業所は健康経営に取り組み、認定を受けてからご利用ください。